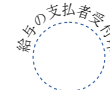


平成25年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

保・配特



所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	印
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)	あなたの住所 又は居所	

◆給与所得者の保険料控除申告書◆

◆給与所得者の配偶者特別控除申告書◆

生命保険料控除	保険会社等の 名称	保険等の 種類	保険期間 又は 年金支払 期間	保険等の 契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧 の 区分	あなたが本年中に支払った保険料 等の金額(分配を受けた剰余金等 の控除後の金額) (a)	給与の 支払者の 確認印	
					氏名	あなた との 続柄				
一般の生命保険料							新・旧			
							新・旧			
							新・旧			
							新・旧			
							新・旧			
介護医療保険料	(a)のうち新保険料 等の金額の合計額	A	Aの金額を下 の計算式I(新保 料等用)に当 てはめて計算 した金額		①	(最高40,000円)	計(①+②)	③	(最高40,000円)	
	(a)のうち旧保険料 等の金額の合計額	B	Bの金額を下 の計算式II(旧保 料等用)に当 てはめて計算 した金額		②	(最高50,000円)	②と③のい ずれか大 きい金額	④		
個人年金保険料	(a)の金額の合計額	C	Cの金額を下 の計算式I(新保 料等用)に当 てはめて計算 した金額		⑤	(最高40,000円)		⑥	(最高40,000円)	
	(a)のうち新保険料 等の金額の合計額	D	Dの金額を下 の計算式I(新保 料等用)に当 てはめて計算 した金額		④	(最高40,000円)	計(④+⑤)	⑦	(最高40,000円)	
	(a)のうち旧保険料 等の金額の合計額	E	Eの金額を下 の計算式II(旧保 料等用)に当 てはめて計算 した金額		⑤	(最高50,000円)	⑤と⑥のい ずれか大 きい金額	⑧		
計 算 式 I(新保険料等用)					計 算 式 II(旧保険料等用)					
A、C又はDの金額			控除額の計算式		B又はEの金額			控除額の計算式		
20,000円以下			A、C又はDの全額		25,000円以下			B又はEの全額		
20,001円から40,000円まで			A、C又はD×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで			B又はE×1/2+12,500円		
40,001円から80,000円まで			A、C又はD×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで			B又はE×1/4+25,000円		
80,001円以上			一律に40,000円		100,001円以上			一律に50,000円		
地震保険料控除	保険会社等の 名称	保険等の 種類(目的)	保険 期間	保険等の 契約者の氏名	保険等の対象となった 家屋等に居住又は 家財を利用している 者等の氏名		あなた との 続柄	地震保険料 又は旧長期 損害保険料 の区分	あなたが本年中に支払った保険 料等のうち、左欄の区分に係る 金額(分配を受けた剰余金等の 控除後の金額) ⑨	給与の 支払者の 確認印
								地震・旧長期		
									地震・旧長期	
⑨のうち地震保険料の金額の合計額					⑩のうち旧長期損害保険料の金額の合計額					
(最高50,000円)					(最高15,000円)					
地震保険料 控除額		⑨の金額			⑩の金額が 10,000円を超える場合は、 ⑩×1/2+5,000円)			⑪の金額		
		+						=		
								(最高50,000円)		

あなたの本年中の 合計所得金額の見積額				(1,000万円を超える場合は申告できません。)	
(フリガナ) 配偶者の氏名					
あなたと配偶者の住所又は居所が 異なる場合の配偶者の住所又は居所					
○ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。 あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業 専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申告できません。 また、夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。					
○ 配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。					
所得の種類	収入金額等a	必要経費等b	所得金額(a-b) (マイナスの場合は0)		
給与所得	①	650,000			
事業所得	②				
雑所得	③				
配当所得	④				
不動産所得	⑤	(退職所得控除額)	(a-b)×1/2		
退職所得	⑥	(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)		
①～⑥以外の所得	⑦				
配偶者の合計所得金額(①～⑦の合計額)			A		
○ 配偶者特別控除額の早見表					
A欄の金額		控除額 B			
0円から 380,000円まで		0円			
380,001円から 399,999円まで		380,000円			
400,000円から 449,999円まで		360,000円			
450,000円から 499,999円まで		310,000円			
500,000円から 549,999円まで		260,000円			
550,000円から 599,999円まで		210,000円			
600,000円から 649,999円まで		160,000円			
650,000円から 699,999円まで		110,000円			
700,000円から 749,999円まで		60,000円			
750,000円から 759,999円まで		30,000円			
760,000円から		0円			
配偶者特別控除額	早見表B欄の金額				
社会保険料控除	社会保険 の種類	保険料支払先 の名称	保険料を負担することになっている人 氏名		あなたが本年中に支 払った保険料の金額
			あなた との 続柄		
合計(控除額)					
小規模企業共済等掛金控除	種 類				あなたが本年中に 支払った掛金の金額
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金				
	個人型又は企業型年金加入者掛金				
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金					
合計(控除額)					

この申告書は、平成25年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。